

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について

制 定：昭和62年8月31日付け62総第405号農林水産大臣官房長通達

一部改正：平成8年9月12日付け8総第459号

〃：平成9年12月25日付け9総第453号

〃：平成17年7月25日付け17総第101号

〃：平成25年8月29日付け25総第72号農林水産大臣官房長通知

〃：平成27年6月23日付け27総第13号

〃：平成30年7月31日付け30文第84号

〃：令和元年5月9日付け31文第45号

〃：令和4年6月28日付け4文第19号

1. 都道府県知事の推薦

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領（昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達。以下「要領」という。）第3の3の都道府県知事の推薦は、北海道及び沖縄県にあっては毎年度7月1日までに、その他の都府県にあっては地方農政局長が指定する期日までに、別紙様式1により行う。

なお、推薦に当たっては、農業、林業及び水産業の関係部課等において連絡調整を図ることとする。

2. むらづくり審査会

要領第3の4の(1)のむらづくり審査会を地方農政局長が設けるに当たっては、次の事項について特に留意するとともに、あらかじめ関係森林管理局、漁業調整事務所等と十分連絡調整を行う。

(1) むらづくり審査会の構成は、むらづくりについて生産面のみではなく、生活等多様な観点から審査を行うことができるよう特に配慮する。

また、公平・中立性を確保するとともに、農林水産業に直接関係する者以外の者も極力含めるよう特に配慮する。

(2) 林業、林家若しくは山村又は漁業、漁家若しくは漁村につき学識経験を有する者をむらづくり審査会の構成員に含める。

3. 選賞審査

選賞審査に当たっては、次の事項について特に留意する。

(1) むらづくりの内容

むらづくりの内容については、従来、「農家」や「農業」を中心としたむらづくりを推進した例が極めて多い状況にあるが、農山漁村地域の活性化を図ることが特に重要となっていることから、次のようなむらづくりについて特に配慮する。

ア. 特に、生産組織の育成、利用権の集積等による生産性の向上、農業の担い手の育成確保といった農業面での課題への取組に加え、非農家を含めた地域住民の合意による土地・水利用秩序の維持・形成、集落の居住環境・景観の整備、歴史・民俗文化の継

承、高齢者の生きがい確保、都市との交流、女性の活躍への配慮といった課題についても積極的に取り組む個性あるむらづくり。

イ．林業若しくは林家又は漁業若しくは漁家を中心とし、又はこれらを含めたむらづくり。

なお、過去の過程及び現状のみならず、今後の継続性、発展性にも審査の重点を置くように配慮する。

(2) 地域的な広がり

むらづくりの地域的な広がりについては、「集落」の推薦事例がかなりの比重を占めているが、全国各地で「集落」単位のむらづくりの優良事例が既に輩出しており、他方、これからはより広い地域の中で、土地利用の調整や生産の組織化、さらには、生活面での充実が求められていることから、数集落単位あるいは大字や旧市町村など集落を超える広がりについて、特に配慮する。

(3) 過去において推薦されたことがあるむらづくりの取扱い

過去において推薦されたことのあるむらづくりの事例（その際に天皇杯を受賞したものを除く。）のうち、その後において、前回推薦時と比べて著しく取組内容が発展している事例については、再度推薦することができる。

(4) 市町村が主体となっている事例の取扱い

本事業が、地域住民による自主的なむらづくり活動を表彰するものであることから、市町村が主体となっている事例については、表彰の対象としない。

(5) 農協等が主体となっている事例の取扱い

農協、森組、漁協等の協同組合組織がむらづくりの主体となっている事例については、地域住民による自主的なむらづくり活動としての性格を有する限り、表彰の対象とすることができる。

(6) 無名地区の扱い

有名地区と無名地区とが同列であった場合は、本事業の趣旨から無名地区を優先することが望ましい。

4. 地方農政局からの選賞審査報告等

(1) 要領第3の4の(2)の審査報告書は、別紙様式2により毎年度7月1日までに提出する。

(2) 要領第3の4の(2)の農林水産大臣賞状の交付申請は、審査報告書の提出とあわせて、別紙様式3により行う。

(3) 地方農政局長は、農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例に対し、農林水産大臣賞状の交付を行う。

なお、沖縄県の推薦事例が農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された場合は、沖縄総合事務局長は農林水産大臣賞状の交付を行う。

附 則（平成17年7月25日付け17総第101号）

この運用の改正は、平成18年度の表彰から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第72号）

1 この通知は、平成25年8月29日から施行する。

2 この通知の施行日前に提出された農林水産大臣賞選賞審査報告書については、公益財団法人日本農林漁業振興会に対し提出されたものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第13号）

この通知の改正後の規定は、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成30年7月31日付け30文第84号）

この通知は、平成30年7月31日から施行し、平成31年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（令和元年5月9日付け31文第45号）

1 この通知は、令和元年5月9日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年6月28日付け4文第19号）

この通知の改正後の規定は、令和5年度の農林水産祭表彰行事から適用する。